

離婚の際に称していた氏を称する届のかきかた
(戸籍法77条の2の届)

西宮市役所市民課戸籍

電話 0798-35-3128・3111

☆ 離婚の日から3か月以内に届け出る場合

(1)	離婚の際に称していた氏を称する人の氏名	(現在の氏名、離婚届とともに届け出るときは離婚前の氏名)	
		氏	名
		芦屋	花子
		昭和 60 年 1 月 1 日生	
(2)	住所 <small>(住民登録をしているところ)</small>	東京都千代田区丸の内一丁目 1 番地 1-405号	
		世帯主の氏名 芦屋 花子	
(3)	現在の本籍と筆頭者氏名 本籍	(離婚届とともに届け出るときは、離婚前の本籍)	
		兵庫県西宮市六湛寺町 100 番地	
		筆頭者の氏名 芦屋 太郎	
(4)	離婚届を提出した年月日	氏	氏
		芦屋	西宮
(5)	離婚年月日	平成 31 年 2 月 20 日	
(6)	届出人が戸籍の筆頭者で、戸籍内に同籍する人がいない場合は記入の必要はありません	((3) 欄の筆頭者が届出人と同一で同籍者がいない場合には記載する必要はありません)	
	離婚の際に称していた氏を称した後の本籍	東京都千代田区丸の内一丁目 1 番地	
		筆頭者の氏名 西宮 花子	
(7)	その他		
(8)	変更前(現在の氏)の氏名 届出人 <small>※押印は任意(変更前の氏名)</small>	芦屋 花子 印	

連絡先

電話 (090) 1234 - 00XX 番

自宅・勤務先・呼出 方

(届書を西宮市へ出すときは一通だけ出してください)

父または母と別戸籍になった子が、その父又は母の戸籍に入籍するためには、家庭裁判所の子の氏変更許可(入籍許可)が必要になる場合があります。